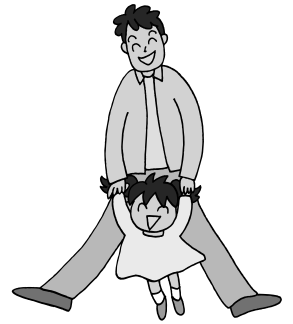


児童扶養手当

父子家庭にも手当を支給！
8月2日(月)から受付開始。



11月末までに申請した場合

- ① 8月1日時点で要件に該当していれば8月分から
 - ② 8月1日～11月末までに要件に該当することになった場合はその翌月から申請が11月末を過ぎた場合、その翌月から
- ※第1回目の支払いは、12月10日(金)です

要件

子どもを育てている夫母または主として生計を維持する養育者で、次のいずれかに該当する方

- ・父母が婚姻を解消した
- ・配偶者が死亡した
- ・配偶者に一定の障害がある

手当の金額

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人	41,720円	9,850円～41,710円
2人	46,720円	14,850円～46,710円
3人以上	1人につき3,000円加算	

- ※ 申請する方や生計を同じくしている扶養義務者(申請者の父母、兄弟姉妹など)の所得により、手当の支給に制限があります。
- ※ 手当は、申請を受け付けた翌月分から、子どもが18歳になる年度の3月分(こどもに一定の障害がある場合は20歳)まで支給され、年3回(4月・8月・12月)に4ヶ月分ずつ支払われます。
- ※ 申請者が公的年金を受ける場合および対象児童が公的年金の加算の対象となる場合はこの手当は受けられません。
- ※ 該当する方は、随時受け付けています。

問合せ 健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1233

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方に支給される手当です。

資格のある方は、所得や各障害者手帳の所持にかかわらず申請できますが、申請者やその配偶者、同居など生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給が停止されることがあります。

手当は、申請を受け付けた翌月分から、年3回(4月・8月・11月)に4ヶ月分ずつ支払われます。なお、子どもが障害による公的年金を受けている場合や児童福祉施設に入所している場合は、この手当は受けられません。

手当の金額

障害の状態	月額(1人につき)
1級(重度)	50,750円
2級(中度)	33,800円



- ※ 障害の状態は、各障害者手帳の等級と異なります。

問合せ 健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1233